

情報取扱責任者各位

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ長 鈴木 武久

「継続企業の前提に関する注記」等に係る財務諸表等規則等の改正への対応について

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、金融商品取引法における「継続企業の前提に関する注記」等に係る開示に関して、平成21年4月20日に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年内閣府令第27号)」等が公布・施行され、改正後の規定は平成21年3月31日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用することとされております。

これを受けて、当取引所では、決算短信等の適時開示実務上の取扱いにおける「継続企業の前提に関する注記」等に関連する部分につき、別添のとおり対応することといたしましたので、御通知申し上げます。

なお、本通知の内容につきましては、当該内閣府令の適用時期と同様に、平成21年3月31日以後に終了する事業年度に係る通期決算短信について適用することといたします。

上場会社各社におかれましては、本通知の趣旨及び内容について十分御理解をいただくとともに、引き続き適時適切な会社情報の開示に努めていただきますようお願い申し上げます。

敬 具

送付資料一覧

- 別添1 「継続企業の前提に関する注記」等に係る財規等の改正への対応 (決算短信関係)
別添2 「継続企業の前提に関する注記」等に係る財規等の改正への対応 (上場会社の決定事実関係)

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ(上場監理担当)
TEL: 052-262-3174
E-mail: syoken@nse.or.jp